

明治学院大学ハラスメント調査委員会に関する規則

2011年1月14日 常務理事会承認

2019年3月8日 常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則第9条第2項に基づき、ハラスメント人権委員会は、ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という）を設置することができる。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とし、いずれも関係者の秘密を厳守したうえで対処する。

- (1) 申立人の申立内容を被申立人に伝える。
- (2) 申立人、被申立人、相談員および関係者から事情聴取などを行う。
- (3) 原則として、委員会の設置から、3か月以内に、調査結果をハラスメント人権委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ハラスメント人権委員会委員長の指名するハラスメント人権委員会委員若干名
 - (2) 外部の弁護士1名
- 2 委員会に委員長を置く。委員長はハラスメント人権委員会委員長の指名による。
 - 3 委員の性差比率は、原則として、20%を超えないものとする。
 - 4 委員は、その任期中および退任後、この規則の第2条の任務によって知りえた情報を他に漏らしてはならない。
 - 5 申立人から相談を受けたハラスメント人権委員会委員は、第1項第1号の委員となることはできない。
 - 6 委員会が必要と認めた場合、ハラスメント人権委員会の承認を得て、委員以外の者の協力を求めることができる。

(手続)

第4条 申立ておよび手続については、別に定める「明治学院大学ハラスメント・ガイドライン」に従って進めることとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、ハラスメント人権委員会の議を経て、大学評議会及び常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 2011年4月1日から施行する。これにより、「明治学院大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会に関する規則」は廃止する。
- 2 この規則は、2019年4月1日から施行する。(第2条(2)、(3)、第4条の追加)